

## 児童手当・特例給付支給額一覧

区分	対象	児童1人当たりの月額
3歳未満（3歳の誕生日の属する月まで）	一律	15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子 ※1	10,000円
3歳～小学生	第3子以降 ※1	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の方（特例給付）※2	一律	5,000円
所得上限限度額以上の方	一律	支給なし

※1 請求者（受給者）が監護する児童で、18歳に達したのち、最初の3月31日までの間にある児童（高校3年生修了まで）を年齢の高い順に数えて第〇子といいます。

（例）子どもが4人いて、年齢が19歳、17歳、12歳、8歳の場合、「17歳児童を第1子」、「12歳児童を第2子」、「8歳児童を第3子」と数えます。

※2 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。特例給付は、児童手当に上乗せして支給する給付金等ではありません。